

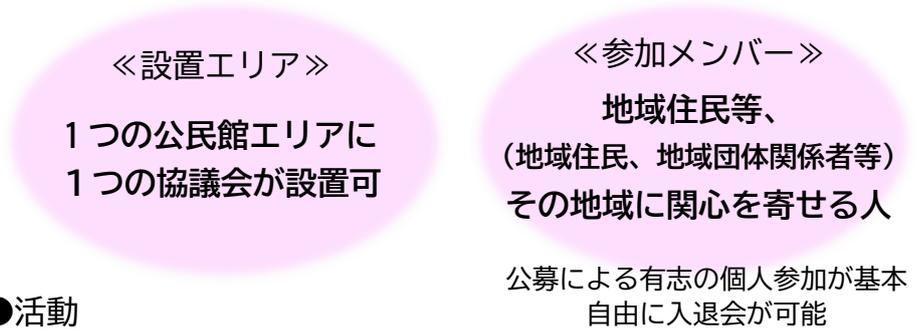


きみつ地域づくり協議会とは？

地域に暮らす皆さんが、自分たちが望む地域の未来を考え、それにむけて自分たちで活動する時に、市が伴走的な支援を行う、協働によるまちづくりの仕組みとして、令和6年4月からスタートした制度です。

●制度の目的

地域に住んでいる人やその地域に関心を寄せる人が、主体的に「地域づくり」に取り組むことで、更なる地域コミュニティの活性化と多様な住民自治（地域自治）の実現を目指します。



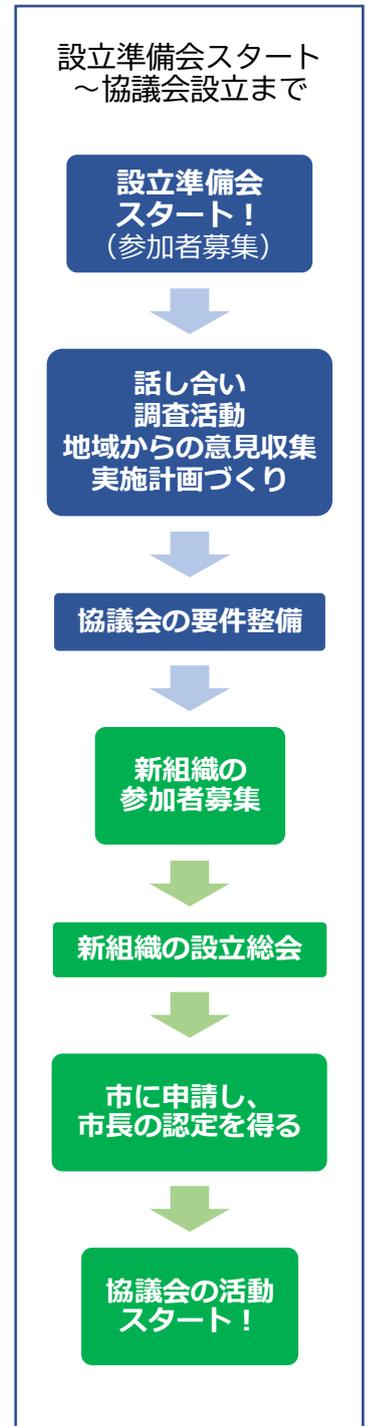
●活動

設立準備会

半年～1年程度の時間をかけ、地域づくり協議会を立ち上げるための準備を行います。目指す地域の方向性や、地域課題の洗い出し、その解決方法等について、地域で十分に話し合いを行い、地域づくり協議会で行う具体的な事業や組織体制をまとめます。

地域づくり協議会

設立準備会での話し合いの結果をもとに、自治会をはじめ各種の地域団体と連携をはかりながら、目指す地域の実現に向けて、自主的・主体的に事業を行います。限定的なテーマではなく、地域コミュニティの活性化につながる総合的な活動を進めていくことになります。



地域づくり協議会のイメージ

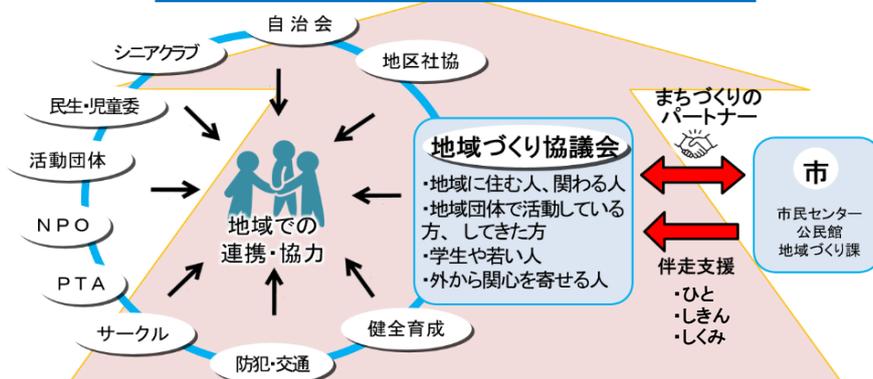
地域を元気に
していく新制度

「やりたい！」
の想いが出発点

地域での話し合い
が根幹

自分たちで
考え、活動する

地域でつろう、地域のこれから。





1. きみつ地域づくり協議会とは？

(1) 地域のために、自らの意思で、自ら責任を持って動く地域づくり

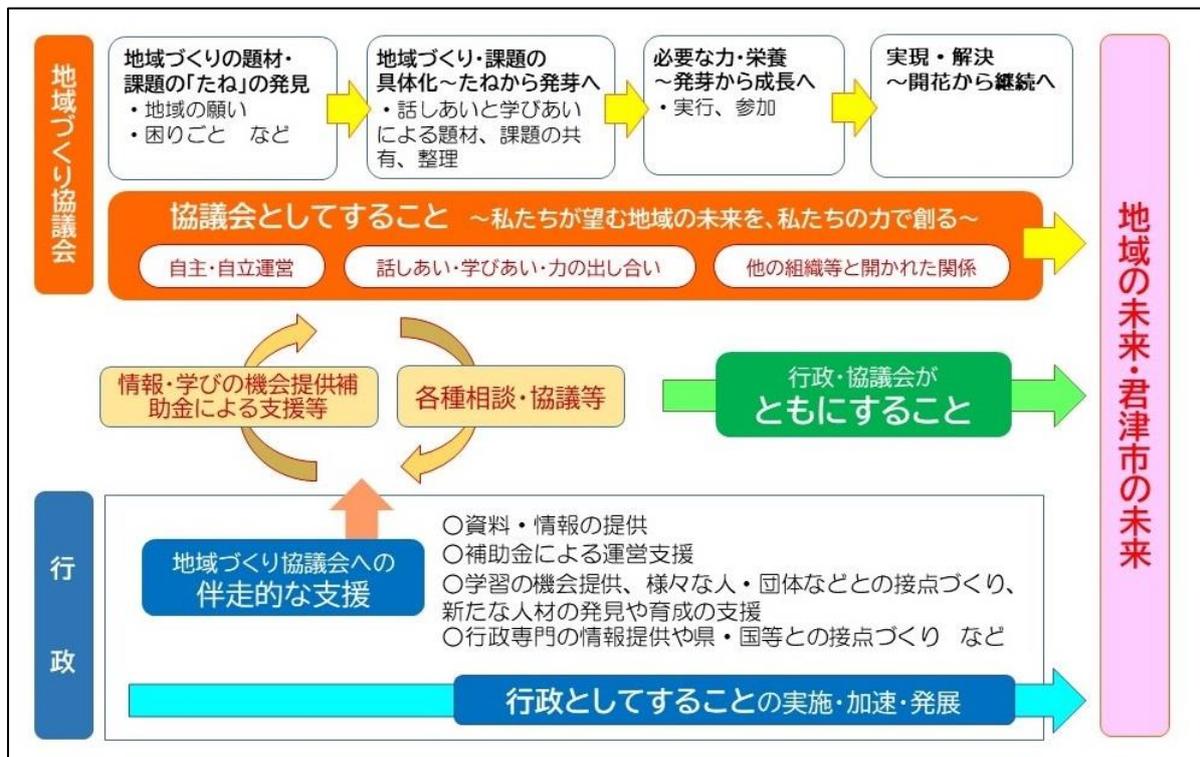
このガイドラインでご案内する「きみつ地域づくり協議会」は…

- ①自分たちで地域に必要なことを考え、
- ②自分たちで協議・調整・計画し、
- ③自分たちの責任で実行する

組織です。

つまり、市が主導するような取組ではなく、地域のために、自らの意思で、自ら責任を持って動く地域づくりの制度です。

また、このような意思のあるみなさんが集う地域で、動き出すことができる仕組みとしています。



地域に暮らす皆さんが、自分たちが望む地域の未来を考え、それにむけて自分たちで活動する時に、市が伴走的な支援を行う、協働によるまちづくりの仕組みです。

2. 地域づくり協議会をつくるには

(1) 設立準備会

①参加者を募集し、団体として発足 **市**

②設立準備会の取組 **団体**

話し合い・調査活動・地域からの意見収集・実施計画づくり等

(2) 地域づくり協議会

①あらためて参加者を募集 **団体**

②新組織の設立総会を開催し、地域づくり協議会として市へ申請 **団体**

地域づくり協議会の要件

- (1) 設立準備会において十分な議論等を経て、協議会として設立する旨の意思決定をしていること。
- (2) 地域づくりに関し対象区域を代表すると認められる団体であること。
(対象区域の連合自治会から協議会として活動することの了承を得ていることなどを想定)
- (3) 10人以上の地域住民等で構成されていること。
- (4) 団体の目的、名称、所在地、構成員、代表者、代表者及び役員を選出方法、意思決定機関の設置、意思決定方法、会計、監査その他団体を運営するために必要な事項を明記した規約等を定めていること。
- (5) 規約等の中に、次に掲げる事項と同等の表現が明記されていること。
 - ア 地域の課題解決や活性化に主体的に取り組むこと。
 - イ 地域住民等の誰もが希望すれば、団体の活動に参加できる資格を有すること。
 - ウ 対象区域で活動する他の公的な団体と協力及び連携を図ること。
- (6) 代表者が民法第4条に規定する成年であること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

前述の要件にかかわらず、次に掲げる団体は協議会として認定しない。

- ・宗教又は政治を目的とする団体
- ・営利活動を主たる目的とする団体
- ・法令、条例等に反する団体
- ・公の秩序又は善良な風俗を害する団体

③地域づくり協議会として認定 **市**

④地域づくり協議会として活動スタート **団体**

3. 地域づくり協議会の事業(活動)

- 協議結果に基づき、目指す地域の方向性やその実現のため、地域住民共有の課題(テーマ)に向けて、自主的・主体的に事業に取り組みます。
- よって、活動が、限定的なテーマのみに留まるものではなく、複数分野において地域コミュニティの活性化に資する総合的な活動であること、また年間を通じたものであることが想定されます。

～想定される「分野」のイメージの例～

- 地域情報の総合的な収集や発信(地域プロモーション)
- 地域における交流人口、関係人口、定住人口の創出
- 地域の自治会や各種団体の支援やネットワーク化
- 地域における新たなイベントの実施や既存イベントの支援
- 地域の特産品開発
- 地域人材の発掘や活用
- 地域の歴史・文化の伝承、自然資源の活用
- 地域の資源、課題、暮らしなどを基にした、新たな活動やソーシャルビジネス
- 地域の暮らしを支える仕組みづくりに資するもの
- 地域の経済循環に資するもの

- 必要に応じて自治会や地域内の各種団体等と連携・協力しながら、地域全体で「目指す地域」のための事業に取り組みましょう。

5. 君津市地域づくり協議会等への交付金

必要に応じて活動を支援する交付金を交付します。

		交付対象経費	交付上限額
(1)準備会運営交付金		準備会の適正な運営及び活動に直接必要な経費	30万円
(2)協議会交付金	ア. 運営経費	協議会の円滑な運営を行うために必要な経費	20万円
	イ. 事業実施経費	地域づくり事業を実施するために必要な経費	80万円

※次の費用は交付対象になりません。

懇親や親睦を目的とした飲食代等、会議や活動の際の飲食代(社会通念上許容されるものを除く)、その他、会の運営や活動に直接必要のない費用

※表に記載の金額は上限額であり、交付は市の予算の範囲内において行われます。

市民生活部 地域づくり課 市民活動支援係

電話：56-1483 メール：chiiki@city.kimitsu.lg.jp

地域づくり協議会の情報は特設ホームページ(右)に随時掲載しています。

